労働審判事件において基本となる証拠書類の例

岡山地方裁判所第3民事部労働審判係

申立人は、労働審判手続の申立の際には、予想される争点について証拠書類を添付する必要があります(労働審判規則9条3項)。提出を検討される際には、下記の書面を参考にしてください。

相手方は、申立に対する反論を答弁書等により準備される際には、争点について証拠書類がある場合は添付してください(労働審判規則16条2項)。

なお,下記に挙げた書類は一例であり,事件の類型,個別の事案及び争点等により, 必要となる書面は異なることがありますのでご注意ください。

1	未払賃金
	□雇用契約書 □労働条件通知書 □給与明細 □就業規則(賃金規定)
	□給与振込がされた預金通帳 □求人票,求人カード □賃金台帳
	□出勤簿 □タイムカード □懲戒処分通告書 □就業規則(懲戒規定)
	□労働協約 □就業規則変更手続の履践についての証拠(労働基準監督署の
	届出受領印,従業員代表の意見聴取書,周知の手続の再の回覧簿ないし同意書等)
2	退職金
	□雇用契約書 □就業規則 □退職金規定 □退職証明書
	□(労使慣行が争点なら)過去の支給実績に関する文書
	□(退職事由が争点なら)退職願、離職票、解雇通知書、その理由に関する文
	書 □(賃金額が争点なら)給与明細書、給与支払台帳
	□(支払の有無や額が争点なら)振込を証する書面
3	未払時間外手当
	□雇用契約書 □労働条件通知書 □求人票 □給与明細
	□就業規則(賃金規定) □賃金台帳 □タイムカード □業務日誌,
	日記等
4 -	- 1 地位確認(解雇一般について)
	□雇用契約書 □解雇通知書(退職時等証明書) □就業規則 □賃金規定
	□労働協約 □給与明細書 □商業登記簿謄本(全部事項証明書)
	□その他

4-2 地位確認 (解雇以外の雇用関係の終了など)

(上記4-1に挙げる書類のほかに)	
	期間満了と更新
	□全期間の雇用契約書 □更新時に交わされた文書 □募集要項
	□就業規則 □雇止め後の交渉に係る文書
	□(被告が人員整理と主張する場合)人員の推移等のデータ
	休職後の終了事由
	□就業規則 □労働協約 □雇用契約書 □休職辞令書
	□休職発令に係る調査書等 □診断書 □カルテ □医学文献
	□被告規模,業種,労働者の配置・異動の実情に係る資料
	定年
	□雇用契約の内容(職種の限定等) □定年規定の内容 □賃金体系
	□被告の組織及び業務内容
	□定年後再雇用に関する定めの有無,定年後再雇用の実績の有無